

平成26年度第6回横浜市子ども・子育て会議放課後部会 会議録	
日 時	平成26年12月24日（水） 9時58分～11時11分
開催場所	松村ビル別館 502会議室
出席者	明石要一部会長、橋本ミチ子委員、大野功委員、梁田理恵子委員、工藤春治委員、相原和行委員、森佳代子委員、斎藤有厚委員
欠席者	永井萬里子委員、山手英樹委員
開催形態	公開（傍聴者4人）
議 題	<p>&lt;議題&gt;</p> <p>1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）原案（案）について</p> <p>2 その他</p>
決定事項等	<p>・所掌する基本施策について、事務局案に基づき、検討を行った。</p> <p>・量の見込み・確保方策について、軽微な数値の補正を了承した。</p>
<p>&lt;議事&gt;</p> <p><b>1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）原案（案）について</b></p> <p>（事務局）資料3、資料4及び資料5に基づき説明</p> <p>（明石部会長）11月8日から1か月間、事業計画の素案に対するパブリックコメントを実施しましたが、その結果を受けて改訂したものがこの原案（案）でございます。年明けの1月に開催する親会議においても、この原案（案）について議論させていただきますが、それに先立ちまして、この部会で御質問や御意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>私からよろしいでしょうか。資料5にある「放課後キッズクラブの質を向上されたい。」という意見は大切なものだと思いますが、放課後児童クラブの質の向上についての意見はなかったのですか。</p> <p>（事務局）放課後児童クラブに関しては、活動する部屋が狭いという状況や、そばに適切に外遊びができる場所がない状況など、設備や環境といった意味での質のご意見がありました。また、キッズクラブにおける質の向上については、17時までの時間帯の参加児童が多い状況や、留守家庭児童への配慮に工夫が必要という旨のご意見がありました。</p> <p>（明石部会長）意見を見ていくと、「NPO法人や民間方式による運営をすすめてください。」とか「学童・キッズクラブ双方の利点や特性をふまえて、地域のニーズにあった方策をとるべきである。」という、前向きな意見が出てきており、参考になります。</p> <p>また、「②小学校にあがってからの放課後保育（学童やキッズ）で障害児も受け付けているのか、見えるリストが欲しい。」とありますが、リストはつくっているのでしょうか。</p> <p>（事務局）すべての放課後児童育成事業において、医療的ケアを必要とする場合を除き、原則、障害児も利用ができます。また、どのぐらいの方が御利用になっているかという統計は取っています。</p> <p>（大野委員）原案全体の中で、「子ども」と「青少年」と「若者」という用語が出てきますが、それぞれどのように使い分けているのでしょうか。基本的なことなのですが、それぞれ何歳ぐらいの世代を言っているのかわからないのです。</p> <p>（事務局）それぞれの用語を説明します。</p> <p>①子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者</p> <p>②若 者：思春期、青年期の者。ただし、困難を抱える若者の就労支援等の施策の場合は40歳未満まで</p>	

のポスト青年期の者も対象とします。

③青少年：乳幼児期から青少年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※ いずれも、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく「子ども・若者ビジョン」の中での整理です。

(大野委員) 年齢が重なるところもあるんですね。

(事務局) そうです。施策によっては、幅広い年齢を対象とした用語を使うことがあります。

(大野委員) 「青少年の健全育成事業」と私たちはよく使いますが、「放課後児童健全育成事業」は青少年を対象とはしないのでしょうか。

(事務局) はい。「児童」は小学生のことを指します。

(明石部会長) これは、国の所管の違いもあります。「放課後児童健全育成事業」は厚生労働省の所管で、「子ども・若者ビジョン」は内閣府の所管です。

(大野委員) 国が使う用語を使っているんですね。

(事務局) そうです。事業名で「放課後児童健全育成事業」となっているものは、児童福祉法に基づく用語で厚生労働省所管です。

(大野委員) 「青少年の育成」というのも、そういった用語に基づくんですね。

(事務局) はい。「青少年」だと年齢の幅が狭いので、「子ども」や「若者」という言葉を使っています。

(大野委員) わかりました。ありがとうございました。

(明石部会長) 原案の随所にある、「子どもの悩み相談窓口ってどこにあるの？」といったコラムが非常によいですね。

(事務局) 今回、新たに加えたものです。

(明石部会長) 放課後キッズクラブと放課後児童クラブはどう違うのですか、という素朴なことに対して、コラムに非常にわかりやすく書かれてあります。一般市民向けには、このコラムが一番わかりやすいのではないのでしょうか。このあたり、配慮をしていただきありがとうございました。

(梁田委員) 放課後児童育成施策に係る意見を見ると、「保護者の負担・利用料」に関する意見が並んでいますが、やはり保護者の方が一番気にするところなのでしょう。それを是正するのかどうかということに関しては、この原案では答えられないんですね。

(事務局) 予算事項となるものは、事業計画の中で触れないものとしております。ただ、次年度以降の予算編成や今後の施策の推進について議論していく中で参考にさせていただく、という意味で③とさせていただいております。

(梁田委員) 保護者の方が一番気にするところだと思うので、そういうところがはっきり示されるとよいと思ったのです。

(明石部会長) 奨学金事業を充実させるなど、文部科学省も貧困対策を本気でやらなければいけないと思います。今後、ぜひいただいたご意見を踏まえて予算編成をしていただくとよろしいと思います。

(相原委員) 今後、参考にする意見についてもそれぞれ回答をしていく予定なのでしょうか。

(事務局) 最終的にはそのようになります。今回は速報ということで、いただいたご意見の内容のみご紹介させていただきました。

(明石部会長) これだけ参考とさせていただき意見が多いとすべてに答えていくことは難しいと思いますが、行政としてこれらの意見は十分に留意していただければと思います。

(事務局) 今後の政策展開や、予算編成の過程において、いただいたご意見を礎にさせていただければと考えております。

(明石部会長) わかりました。では、次に移らせていただきたいと思います。

(事務局) 資料6に基づき、「量の見込み・確保方策算出シート」の5か年の確保方策の経過数値に一部修正があった旨を説明

(明石部会長) 平成31年度の数値は変わりませんが、4区（神奈川、旭、磯子、泉）について27年度から30年度の確保方策の経過数値が変わりました。それはアンダーラインのところに注目していただければと思います。よろしいですか。

(一同、異論なし。)

## 2 その他

(事務局) 以下、4点について報告及び情報提供。

### (1) 条例の制定について

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（平成27年9月横浜市条例第49号）が、9月18日に市議会で可決をされ、9月25日に公布がされました。

### (2) 放課後3事業の広報について

「各区内の放課後児童育成事業一覧」及び「放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、はまっ子ふれあいスクール）の紹介パンフレット」を作成し、就学前健診の機会に配布するなど、それぞれの事業の違いを正しく保護者の皆さまに御理解いただけるよう事業広報を行っています。

### (3) 放課後キッズクラブへの視察について

10月22日に、下村文部科学大臣による中山小学校の放課後キッズクラブへの視察がありました。

### (4) プレイパークの活動紹介展示について

12月26日まで、市庁舎1階の市民広場で「プレイパークで遊ぼう」と題した、プレイパークの活動紹介展示を実施しています。

(梁田委員) (2)の事業紹介パンフレットについて、2つの行政区をまたぐ学校の場合は、例えば南区の学校の紹介の一覧でも、中区にある児童クラブの掲載はしていただけるのでしょうか。

(事務局) 2区分のチラシを置かせていただきました。

(森委員) 放課後キッズクラブのほうで、「17時までは預かりの場ではありません」という旨はここにはないのですね。「17時まで遊ぶ」と書いてあるだけで、預かりではないことが保護者に伝わるのでしょうか。

(事務局) わかりやすくするため、まずは時間帯によって利用料が発生するかないかという違いを示す表現としました。「すべての子どもたちの遊びの場」と「留守家庭児童の生活の場」の2つの事業が併存して実施している、という紹介をすることで生じると思われる混乱を避けるためです。

(橋本委員) すごく難しいですね。17時までの利用は「預かりでない」とするとわかりやすいですが、17時以降に預かってもらう子どもに関しては、17時までも「預かりの場」なのですよね。そこが難しいところなのです。

(事務局) おっしゃるとおり、17時までも留守家庭児童にとっては預かりの場ですが、その中で、17時まで実

施している遊びのプログラムに参加していただいていることとなります。

(森委員) わかりづらいですね。

(橋本委員) 誤解されますよね。それなら17時までの利用にしよう、と思う人が増えるのではないのでしょうか。そうならないための説明をして、保護者に理解してもらうのがすごく難しいですね。各キッズクラブでの保護者向け説明会のときに、事業者がしっかりと説明し、理解していただけるかどうか。

(森委員) それに、保護者が説明会に必ず参加するわけではないですからね。このパンフレットだけを見て利用するという方もいらっしゃるのかなと思うので、そのあたりに不安を感じます。

(橋本委員) はまっ子やキッズクラブで17時まで子どもを通わせている保護者も、預かってもらっているという意識があります。そこを変えるのはすごく難しい。

また、未就学期に保育所へ預けることが当たり前になっている保護者にとっては、自分たちで運営をしていく学童クラブを利用する、という意識にはならないのです。

(森委員) 運営することの負担が大きいということがあります。

(橋本委員) 子どもが小学生になった途端に、保護者が預け先の運営に関わっていくようには、なかなか切り替えができません。ですから、それを変えていけるような地域の人力が大事なのです。学校だけでは子どもは育たない、地域の中で育っていくことが大事だよ、ということ伝えていく必要があります。

(明石部会長) 難しいことですが、キッズクラブの質を高めていくためには知恵を出し合っていないと、橋本さんがご心配されることが想定できるので、やはり地域の力で放課後の居場所の質を高めていくことが重要かと思います。今のことは非常に大事なことなので、私たちが念頭に置きながら、これからどうしたら放課後施策が充実できるかということを考えていきたいと思っています。

(橋本委員) 保護者には、学校という安全領域にいればいいということではなく、子どもが、どのような場所で、どのように過ごすのか、といった意識を持ってほしいですね。できれば、幼児期や乳児期から、そういう視点で子どもの環境を見るような啓発が必要だと思っています。

(事務局) ありがとうございます。今回、原案の第6章にPDCAサイクルの確保について書き加えてございます。この放課後部会におきましても、この計画が策定された後の事業実施状況について、さまざまな御意見をいただき、課題に対応していくということが必要となります。そこには、常により高い質の事業を実施する、という観点を持って取り組んでいく必要がありますので、引き続きよろしく願い致します。

(大野委員) 平成31年度までに、はまっ子ふれあいスクールからキッズクラブに転換しますね。転換のために調査やヒアリングをされていると思いますが、学校によっては転換を先送りにしてほしいとかそういった要望も出ているのですか。

(事務局) 放課後児童クラブがその学区域内に無く、在籍児童数が多い小学校を優先して候補としていますが、転換の打診をしていく中で、活動場所が確保できないため先送りにしたい、という場合があります。

また、地域の事情で「この小学校での転換と一緒にやってほしい」といった御要望もありまして、そういったものを加味しながら進めております。こちらから一方的に決めるということはなかなかできないものですから、候補に挙げたところと調整をしていくという流れになっております。

(大野委員) その際には、校長やはまっ子ふれあいスクールのチーフへのヒアリングもしているのですか。

(事務局) はい。候補を出していく中で、まず学校の施設のことがあるので校長先生へ、それからのはまっ子の運営委員会長とチーフへ、その後に地域の放課後児童クラブの御意見も聞く、という流れで進めています。学校長やはまっ子の会長から、例えば「町内会でも説明をしてほしい」という場合や、「学校運営協

議会には話してほしい」という場合など、ご要望があれば別途また御説明をさせていただいて、地域に応じた御案内をさせていただいてから決めていきます。

(大野委員) ある程度、学校の要望もあるでしょうから、配慮していただければと思います。

(明石部会長) 個人的には、これが非常に気に入っているなと思っています。非常にわかりやすい。パンフレット裏の各区問合せ一覧はいいですね。これはホームページでアップされているのですか。

(事務局) はい。

(明石部会長) ぜひ、紙媒体とメディア媒体のほうで広報してほしいですね。また、これからの利用を考えている保護者が、各クラブを見学や体験をすることは可能でしょうか。

(橋本委員) 利用する前に、活動の様子を見てほしいです。

(事務局) 見学は、それぞれの放課後児童クラブや放課後キッズクラブでできると思います。体験については、クラブによるので把握をしておりません。御相談いただければ、御覧いただけると思います。

(齋藤委員) 放課後児童クラブの分布について、区によっては駅周辺に固まってしまっている場合など、区域の偏りがあるように思います。現実的な話、学校では「放課後児童クラブがここにあるから、指定地区外で通わせたい」といった要望が出てくるのです。在籍児童数が多い小学校の場合だと、指定地区外を認めることが難しくなってきますので、放課後児童クラブもうまく分布するといいかかと、私は思います。

(明石部会長) 予定した議事は全て終わりました。以上で、平成26年度第6回「横浜市子ども・子育て会議放課後部会」を終了させていただきます。

資料	資料1	横浜市子ども・子育て会議放課後部会	委員名簿
	資料2	横浜市子ども・子育て会議放課後部会	事務局名簿
	資料3	「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案」に関するパブリックコメントの実施結果について（速報）	
	資料4	「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」原案（案）	
	資料5	「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案」に関するパブリックコメントにおける放課後児童育成施策に係るご意見について	
	資料6	量の見込み・確保方策算出シート（放課後児童健全育成事業）	
	参考1	放課後3事業紹介パンフレット	
	参考2	都筑区放課後事業一覧チラシ	
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。		